

令和7年3月31日

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者
多和田雅也

一宮市上下水道部管理規程第7号

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等契約規程(昭和55年一宮市水道部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(随意契約) 第1条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によりすることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約あつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u> 2・3 略	(随意契約) 第1条 略 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) 略 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> 2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市水道事業等契約規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。